○関東地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市鬼高三丁目八三二番一二地先から同市鬼高三丁目一一一三番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年四月十一日

○関東地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市鬼高三丁目七五九番一地先から同市鬼高三丁目七五四番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年四月十一日

○関東地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市高谷三丁目八六八番一から同市高谷三丁目九〇〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年四月十一日

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	稲敷市沼田字芝山二五一二番九から千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一〇七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年四月十二日

○中部地方整備局告示第九十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十六年四月十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

名称　国営木曽三川公園

位置　愛知県一宮市浅井町大字光明寺字浦崎から大字極楽寺字寺跡並びに愛知県稲沢市祖父江町祖父江鍋島、岐阜県各務原市川島笠田町字村北弥宣山並びに下中屋町字弥平島、各務原市川島笠田町、海津市海津町油島

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十六年四月十一日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十六年四月二十五日

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長	備考
草津市野路五丁目字瓦屋一〇九八番一から同市野路四丁目字玉水一一五一番まで	前	後		二〇・五二～二四・三八メートル 二〇・五五～二四・三八メートル	〇〇・〇五六キロメートル 〇〇・〇五六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長	備考
松江市東出雲町出雲郷字古寺八三一番一から同市玉湯町布志名四八二番三まで	前	後		九・〇〇～一三・五〇メートル 九・〇〇～一三・五〇メートル	七七・九〇キロメートル 七七・九〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○北海道開発局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十八号及び二百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長	備考
北海道上磯郡木古内町字亀川六九番地内	前	後		一八・三六～二一・八五メートル 一八・三六～三三・二〇メートル	〇〇・〇五四キロメートル 〇〇・〇五四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間
二百二十八号及び二百八十号	北海道上磯郡木古内町字亀川六九番地内

供用開始の期日　平成二十六年四月十一日

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部